議案第２５号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和８年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、この法律による改正内容のうち令和９年１月１日以後に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

１．主な改正内容

（１）個人町民税

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し【付則第１７条の２の改正規定】

優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合であっても、譲渡した土地等がその譲渡時において地すべり防止区域等内にあるときは、本特例の適用ができないこととするなど所要の改正をします。

＜施行期日等＞　令和１０年１月１日（令和１１年度以後の個人町民税に適用）

② 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例の創設【付則第１９条の３の追加規定】

特定暗号資産の譲渡等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して課税するなど所要の改正をします。

＜施行期日等＞　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日（施行期日の翌年度以後の個人町民税に適用）

（２）固定資産税

① 固定資産税の免税点の見直し【第６９条の改正規定】

物価上昇に伴い、家屋に係る免税点を３０万円（現行：２０万円）に、償却資産に係る免税点を１８０万円（現行：１５０万円）にそれぞれ引き上げます。

＜施行期日等＞　令和９年４月１日（令和９年度以後の固定資産税に適用）

（３）その他法令の改正による条文整理等所要の改正